

障害児の高校進学

毎日新聞 9月4日朝刊「教育の窓」。夢への一步が開けた、入試で障害者への配慮、などの見出し。リードから一行政に障害者への合理的配慮を義務付けた「障害者差別解消法」の施行後、初めての公立高校入試がこの春、実施された。毎日新聞が行った都道府県教委へのアンケートは、学習障害のように困難さが分かりにくい障害を持つ受験生が不利益を被らないように配慮しながら、他の生徒との公平性をどのように保つのかで頭を悩ませる現場の姿を浮き彫りにした。社会が少しずつ変わる中、配慮を受けて志望校に合格した学生たちは、夢に向かって勉学に励んでいる。

アンケートは7月に実施し、大阪、鳥取、佐賀、沖縄県を除く43都道府県教委から回答を得た。配慮の実例を尋ねたところ、別室受験は全教委、時間延長は8割が認めていた一方、問題文の漢字へのルビ振りの許可は13教委にとどまった。文部科学省が2015年に法施行に備えて出した通知では「本人・保護者の希望、障害の状況などを踏まえ許可すること」としているものの、配慮の可否の基準を示していないことが、対応のばらつきの背景にある。

大学入試センター試験では、障害のある生徒が時間延長などの特別な配慮をしてほしいと申請する際、診断書のほかに高校での配慮状況などを記した「状況報告書」の提出を求められる。高校入試でも、障害のある生徒が通っている中学で授業や校内テストを受ける際にサポートを受けていれば、受験先の高校が同様の配慮を認める場合が多いのが現状だ。

障害者差別解消法は、日常的な学校生活でも障害者に配慮することを行政側に義務付けている。しかし、明確な指針がなく、実際にどのような配慮をするかの判断は学校にゆだねられている。こうした状況の中、通っている学校で支援を受けているか否かを、受験時に配慮するかどうかの基準にすると、普段から学校の理解を得られていない生徒は入試でも配慮してもらえず、同じような障害がある生徒と比較しても不利になりかねない。……



写真のように、11月4日(土)午後、「障害」があってもみんなと一緒に高校生!をテーマに「障害児の高校進学を実現する全国交流集会 in あいち プレ集会」が名古屋市で開催される。ご参加を。

(2017年10月23日)